

食品リサイクル法に基づく基本方針等の見直しについて



令和6年6月

農林水産省・環境省



- 見直しに係る次期目標年度は、**2025年度から2029年度**
- 2030年度に向け、さらなる食品ロス削減を図るため、**発生抑制の強化にも力点を置く**とともに、発生した**食品循環資源の再生利用等を促進**する見直しとする。

【今回ご審議等いただく項目（案）】

I 発生抑制

- ① 事業系食品ロスの削減に係る目標について
- ② 食品循環資源の再生利用等の取組に係る適正評価の仕組みと食品ロス削減の取組の開示の推進について
- ③ 食品関連事業者の食品ロス削減の取組促進について

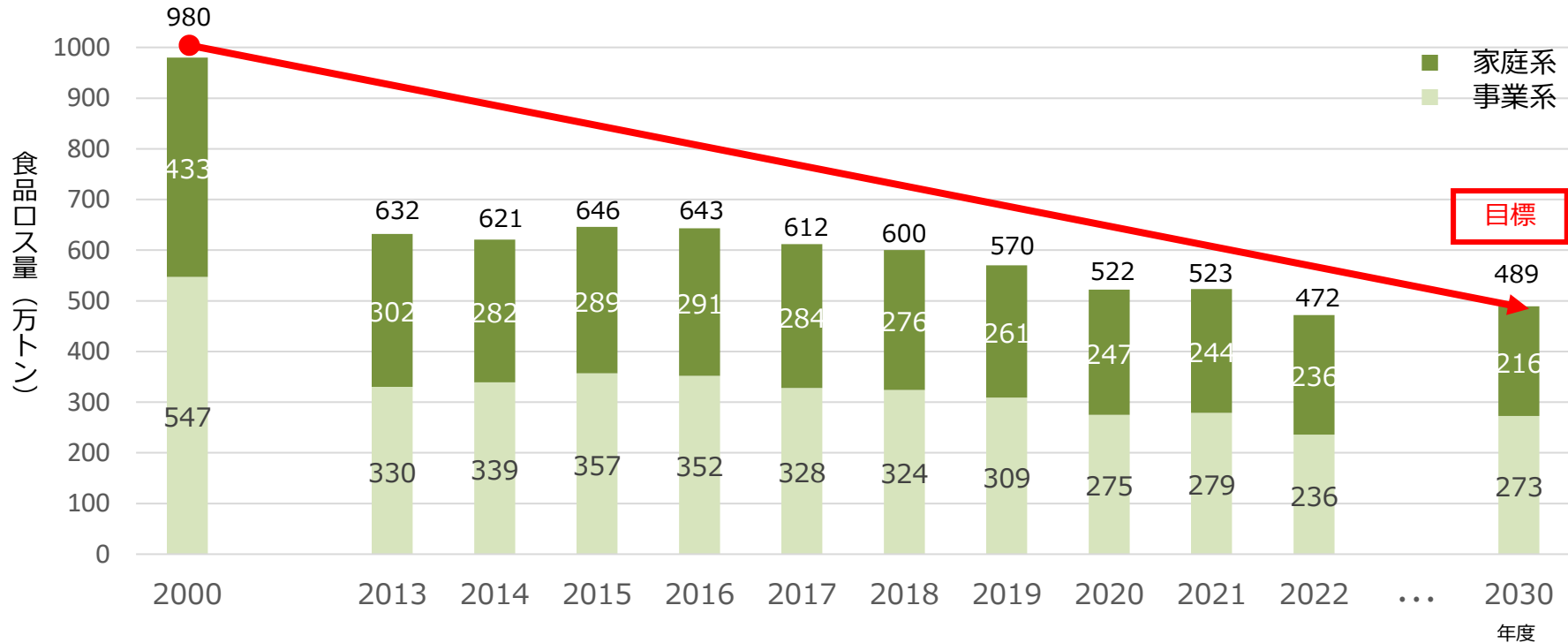
II 再生利用等

- ④ 再生利用等の実施率に係る目標の設定について
- ⑤ 登録再生利用事業者制度の活用促進について
- ⑥ 再生利用事業計画認定制度の拡大について（報告）

1-1. 食品ロス量の推移と削減目標（基本方針の改定）



2030年度までに2000年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進



(参考) 家庭系食品ロス
「第四次循環型社会形成推進基本計画」(2018年6月)において、目標を設定

年度	2000	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	(/2000)	2030 (/2000)
家庭系	433	302	282	289	291	284	276	261	247	244	236	(▲45%)	216 (▲50%)
事業系	547	330	339	357	352	328	324	309	275	279	236	(▲56%)	273 (▲50%)
合計	980	632	621	646	643	612	600	570	522	523	472	(▲51%)	489 (▲50%)

(農林水産省及び環境省 推計) (単位 万トン)
※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

()内の数字は、2000年度と比較した減少率

資料：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料」

1-2. 事業系食品ロス量の推移と削減目標（基本方針の改定）

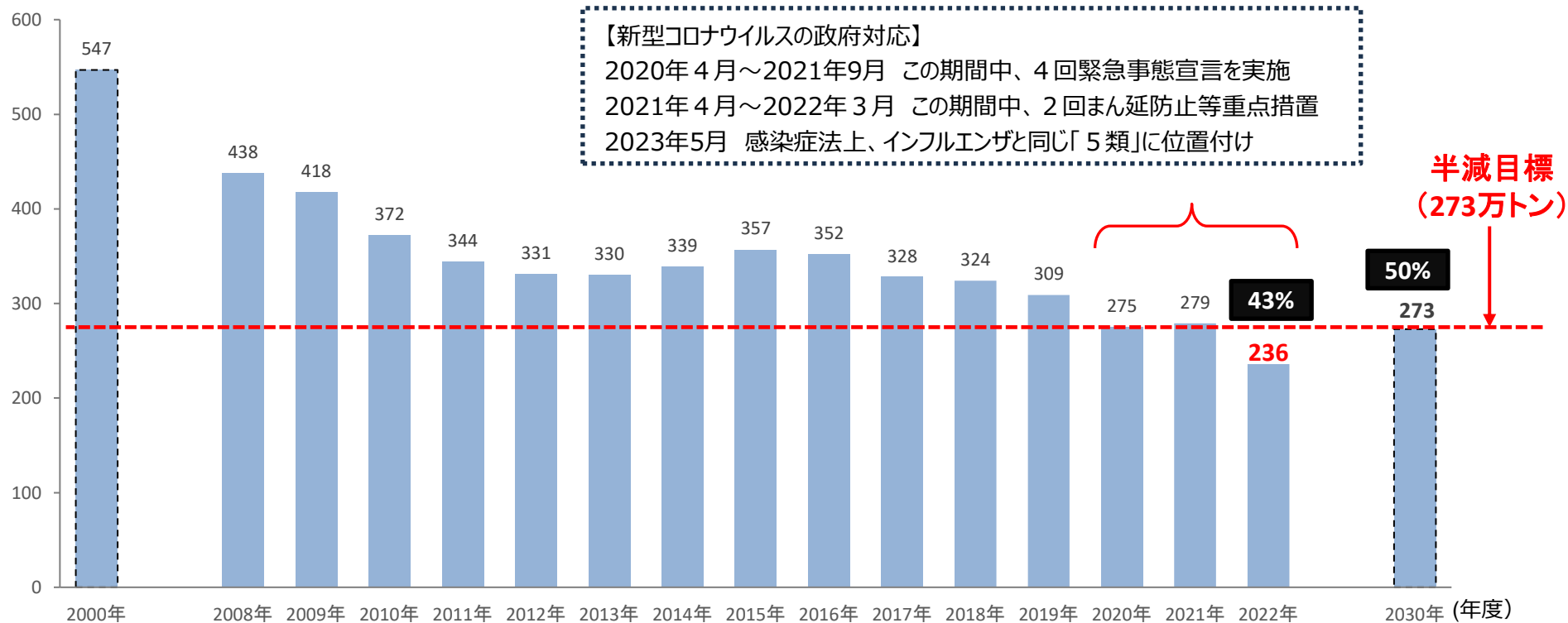


- 事業系食品ロス量の目標は、食品リサイクル法基本方針（2019年7月）の中で、**2000年度比（547万トン）で、2030年度までに半減させる（273万トン）**ことが明記。

※2000年度は、食品リサイクル法の成立年度

- 直近の事業系食品ロス量は、**2022年度の推計値で236万トン**であり、**目標を達成**。

事業系食品ロス量（万トン）



➡ 目標達成を踏まえ、新たな目標値の設定についてご審議いただきたい。

2. 食品関連事業者の取組の見える化について（基本方針の改定）



- 食品関連事業者がそれ以下となるよう努めることとする食品廃棄物等の**基準発生原単位**は、発生抑制の実施率が低い企業の底上げを図るため、**7割の事業者が満たす目安として設定**。
- 各事業者の取組状況の公表についても、発生原単位や再生利用等実施率を一覧にして公表しているだけで、**その成果を比較することが困難**。



上記の現状を踏まえ、令和7年度以降に農林水産省で以下を検討予定

- 食品廃棄物等の発生抑制強化に向けて、省エネ法に基づく**ベンチマーク制度を参考にクラス分け制度の仕組みを検討**。
⇒ ベンチマーク制度とは、食品関連事業者の発生抑制等の取組状況を業種共通の指標を用いて評価し、各事業者が目標（目指すべき水準）の達成を目指し、発生抑制等の取組を進めるもの。また、クラスに応じたメリハリのある対応が可能。

(目的： ① 食品関連事業者の取組に対する努力を適正に評価・公表する
② 業種全体で統一された指標に基づき、客観的な比較を可能とし、誰もがわかる成果とする)
- 取組が進んでいる企業の活動が外部から適正に見える化できるようにするとともに、食品関連事業者による食品ロス削減の取組の開示を一層推進するため、省エネ法を参考に**任意開示の統一フォーマットの検討**。



基本方針において、各食品関連事業者の発生抑制等の取組を適正に評価する仕組みや食品関連事業者による食品ロス削減の取組の開示を一層推進する方策について検討する必要性を明記することについてご審議いただきたい。

3-1. 食品関連事業者の食品ロス削減の取組促進について（判断基準省令等の改正）

- 政府の方針において、食品ロス削減について、**3分の1ルールをはじめとする商慣習の見直しの促進**や、**企業における排出抑制等の具体的な取組内容が公表される環境整備の促進**が定められている。

政府方針（抜粋版）

■ 食品ロス削減の目標達成に向けた施策パッケージ（令和5年12月22日 8 関係省庁決定）

3. 食品廃棄物の排出削減の促進（農林水産省）

（1）企業における排出抑制等の具体的な取組内容の公表

（略）企業において排出抑制等の具体的な取組内容が公表される環境整備を促進する。

（2）1/3ルールを始めとする商慣習の見直しの促進

（3）食品製造における食品のリユースの促進

■ 食料・農業・農村政策の新たな展開方向（令和5年6月2日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定、本部長：総理）

2 食料の安定供給の確保

（8）食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展

食品ロスの削減に向けては、製造段階での製造の効率化、賞味期限延長のための技術開発、納品期限（1/3ルール）等の商慣習の見直しとともに、食品廃棄量の情報に加えて、フードバンクへの寄附量の開示を促進するなど、食品事業者の取組を促進する。

■ 食料安全保障強化政策大綱（改訂版）（令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部、本部長：総理）

Ⅲ 食料安全保障の強化のための重点対策

3 国民一人一人の食料安全保障の確立に向けた食料システムの構造転換対策

（2）円滑な食品アクセスの確保に向けた環境整備

（略）1/3ルール等の商慣習の見直しや企業による食品ロス削減の取組の開示を推進することにより食品ロス削減にも貢献していく。

3-2. 判断基準省令等の改正について

(食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令(判断基準省令))

- 食品ロス削減にとって重要な、3分の1ルールをはじめとする商慣習の見直しの促進などについては、政府方針が明確にされたが判断基準省令ではまだ反映されていない。

(新たに政府方針に定められたが、判断基準省令ではまだ反映されていない事項)

- 3分の1ルールを始めとする商慣習の見直し
(厳しい納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化と延長、発注から納品までの期間の延長等)
- 食品ロス削減の取組(フードバンク等への寄附等)の開示促進

(参考) 判断基準省令(抜粋)

(食品廃棄物等の発生の抑制)

第三条 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 食品の製造又は加工の過程における原材料の使用の合理化を行うこと。
- 二 食品の流通の過程における食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善を行うこと。
- 三 食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための工夫を行うこと。
- 四 食品の調理及び食事の提供の過程における調理残さを減少させるための調理方法の改善及び食べ残しを減少させるための工夫を行うこと。
- 五 売れ残り、調理残さその他の食品廃棄物等の発生形態ごとに定期的に発生量を計測し、その変動の状況の把握に努めること。
- 六 食品の販売を行う食品関連事業者にあつては売れ残りの、食事の提供を行う食品関連事業者にあつては食べ残しの量に関する削減目標を定める等必要に応じ細分化した実施目標を定め、計画的な食品廃棄物等の発生の抑制に努めること。

2 略

(情報の提供)

第十条 略

- 2 食品関連事業者は、毎年度、当該年度の前年度における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報をインターネットの利用その他の方法により提供するよう努めるものとする。

➡ 判断基準省令において、これらの内容を追加することについてご審議いただきたい。

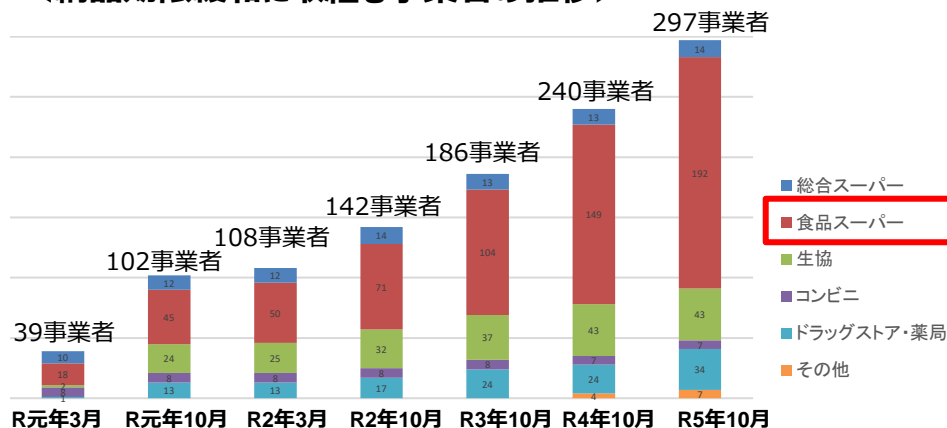
3-3. 商慣習の見直しの促進

食品小売、食品卸等の業界団体等において商慣習の見直しに係る取組が増加しているものの、**納品期限（1／3ルール）の緩和等の商慣習の見直しは、食品ロス削減のみならず物流の効率化の観点からも重要**であり、さらに取組を促進する必要。

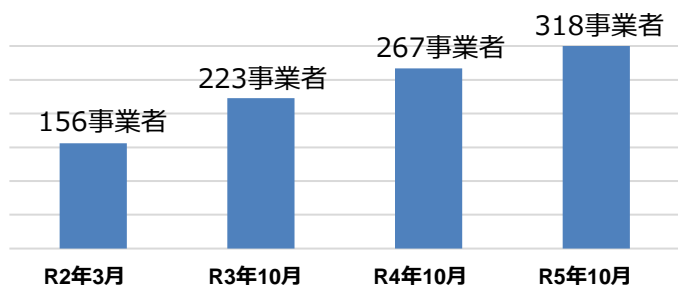
商慣習見直しの取組状況

10月30日を「全国一斉商慣習見直しの日」とし、以下の取組を実施。業界団体等を通じて食品関連事業者呼びかけにより、取組数は年々、拡大。

<納品期限緩和に取組む事業者の推移>



<賞味期限表示大括り化に取組む事業者の推移>



食品スーパーマーケットの自主行動計画の策定状況

物流の適正化・生産性向上に関する「自主行動計画」の策定に当たり、**食品小売、食品卸等の業界団体**においては、3分の1ルールの緩和を盛り込む動き。

【食品小売】

- オール日本スーパーマーケット協会
- (一社)全国スーパーマーケット協会
- (一社)日本スーパーマーケット協会

上記3団体は、令和5年12月に自主行動計画を策定

315社

【食品卸】

- (一社)日本加工食品卸協会

上記団体は、令和5年11月に自主行動計画を策定

持続可能な食品物流構築に向けた取り組み宣言（抜粋）

上記を実現するために、以下の取り組みを実行いたします。

3. 納品期限の緩和(1/2ルールの採用)

加工食品における180日以上賞味期限の商品に対し、「1/2ルール」を採用することで、商品管理業務の負担を軽減し、食品物流の効率化を図ります。



2023年3月16日
サミット株式会社
株式会社マルエツ
株式会社ヤオコー
株式会社ライフコーポレーション

3-4. 食品ロス削減の取組（フードバンク等への寄附等）の開示促進について

- 各食品関連事業者における、フードバンク等への食品寄附量や食品循環資源の再生利用等の食品ロス削減の取組に関する情報については、有価証券報告書や統合報告書で開示を行っている企業があるほか、定期報告の対象事業者については、事業者の同意を得て国が公表。
- 食品ロス削減のさらなる推進のためには、こうした見える化の取組を更に促進する必要。

食品企業による開示の取組

<発生量100トン以上の定期報告対象者書の報告内容の開示>

- 食品リサイクル法では食品廃棄物等発生量が**年間100トン以上の者に対し、毎年度定期報告の提出を義務付け**ている。（法9条、施行令第4条）
- 定期報告では、「**フードバンク等への食品提供量**」を記載。
- 公表に**同意した事業者の定期報告の内容**については、**国が毎年公表**
- 令和4年度の定期報告の公表に同意した事業者は報告者の**95%**（同意しなかった理由の例）
 - ・ 他社、他品目等と比較すると誤解を与える可能性がある
 - ・ R4年度の取組は、現状の取組より著しく悪く、誤解を与える など

<現行：定期報告書公表>

No.	事業者名	発生量単位		再生利用率（前4年比） （%）	食品循環資源の再生利用等の促進のために実施した取組
		発生量 単位	再生利用率 （%）		
1	株式会社ヤマ	発生量	210,074 トン	100	0.0
2	株式会社日野川センター	発生量	201,040 トン	88	0.7
3	中日本フード株式会社	発生量	180,862 トン	83	0.7
4	日本フードサービス株式会社	発生量	154,002 トン	100	0.0
5	株式会社新井川食品株式会社	発生量	138,002 トン	99	0.1
6	株式会社フタバフーズ	発生量	130,002 トン	100	0.0
7	株式会社フタバ	発生量	121,070 トン	97	0.0
8	日本フードサービス株式会社	発生量	120,000 トン	88	0.0
9	株式会社千寿フーズ	発生量	118,000 トン	94	0.0
10	フタバフーズ株式会社	発生量	88,000 トン	85	0.0
11	株式会社一統株式会社	発生量	107,074 トン	83	0.0
12	日本フードサービス株式会社	発生量	72,002 トン	83	0.1
13	株式会社大塚食品センター	発生量	104,002 トン	100	0.0
14	株式会社ローソン	発生量	10,000 トン	100	0.0
15	ジャパネット株式会社	発生量	118,000 トン	85	0.0
16	株式会社ローソン	発生量	41,000 トン	82	0.0
17	株式会社中央工業株式会社	発生量	102,000 トン	85	0.0
18	高松食品産業株式会社	売上高	221,434 トン	100	0.7

<有価証券報告等における自発的な開示例>

株式会社ニッスイ（製造業）
有価証券報告書 第108期（抜粋）
⇒ フードロス削減実績として、動植物性残渣の廃棄量（基準年度：2017年度、単位：原単位）を2023年度は21.1%削減した実績を掲載。

日本アクセス（流通業） サステナビリティレポート2021（抜粋）
⇒ フードバンクへの寄贈として、2021年4月までに、全国19箇所、13のフードバンクに寄贈実績を記載。

株式会社ローソン（小売業）
有価証券報告書 第48期（抜粋）
⇒ KPIとして食品ロス削減に係る削減目標（例：2025年KPIとして、2018年度比25%削減）を掲載。フードバンク等への寄贈として2022年度約135万個（約126トン）

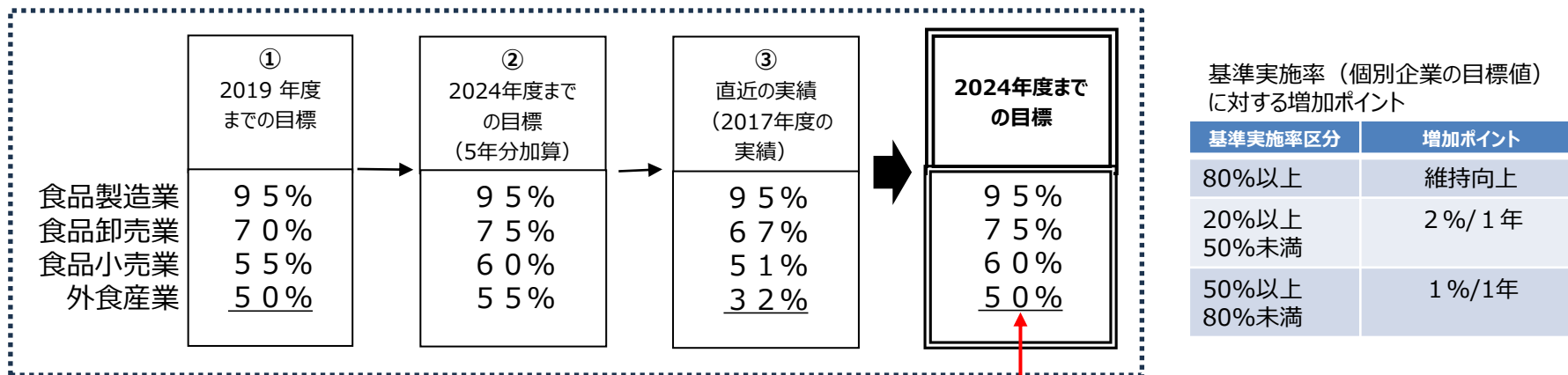
日本マクドナルドホールディングス株式会社（外食産業）
サステナビリティレポート 2023（抜粋）
⇒食品ロス率（2.3%※1）と食品リサイクル率（68.6%※2）を掲載
※1 可食部の廃棄料(kg)÷食品の仕入れ量(kg)にて算出
※2 食品リサイクル定期報告に基づく発生抑制を含む

4-1. 再生利用等の実施率に係る目標について（基本方針の改定）

- 現行の基本方針では、2019年度から2024年度までの再生利用等の実施率に係る目標が**4業種ごと**に定められている。このため、新たに**2025年度から2029年度までの目標を設定する必要**。

【目標の定め方】

- 2024年度までの目標は、2019年の食品リサイクル小委員会及び食品リサイクル専門委員会合同会合で定めたところ。
- その定め方は、2019年度までの目標（①）に、判断基準省令第2条に基づく基準実施率区分を適用し、増加ポイントを5年分（2020年度～2024年度）加算した値（②）を基本とし、直近の再生利用等実施率の実績（③）を考慮して設定



(現行目標)	2019年度までの目標	2024年度までの目標
食品製造業	95%	95%
食品卸売業	70%	75%
食品小売業	55%	60%
外食産業	50%	50%

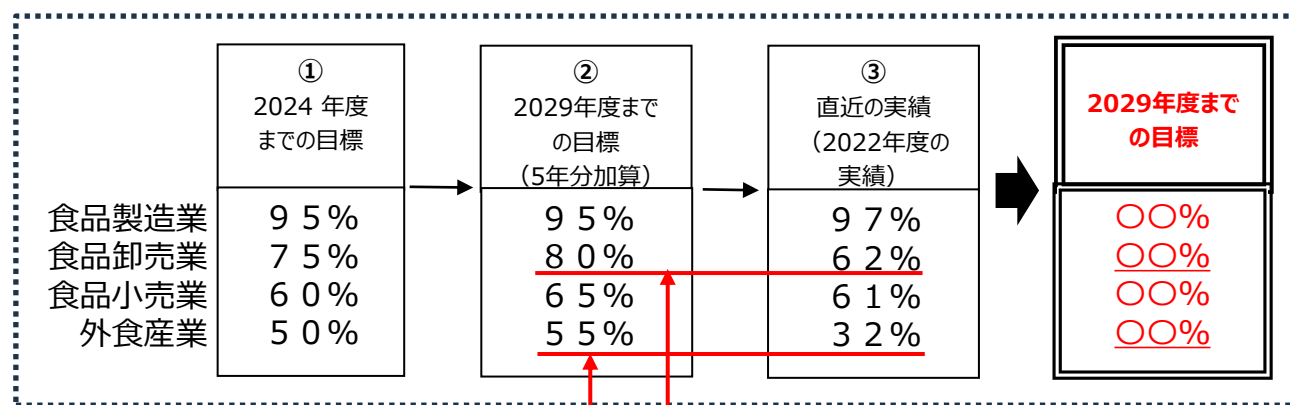
外食産業は、直近の実績との乖離が大きいため、2019年度の目標を据え置くこととされた。

4-2. 再生利用等の実施率に係る目標について（基本方針の改定）

- 2029年度までの目標設定においても政策の継続性をもって、前回と同様の定め方とする。
前回の定め方を踏まえると以下のとおり。

【目標の定め方】

- 2024年度までの目標（①）に、判断基準省令第2条に基づく基準実施率区分を適用し、増加ポイントを5年分（2025年度～2029年度）加算した値（②）を基本とし、直近の再生利用等実施率の実績（③）を考慮して設定



基準実施率（個別企業の目標値）
に対する増加ポイント

基準実施率区分	増加ポイント
80%以上	維持向上
20%以上 50%未満	2%/1年
50%以上 80%未満	1%/1年

食品卸売業及び外食産業は、直近の実績との乖離が大きい。

【乖離の要因（事業者からのヒアリング）等】

食品卸売業、外食産業ともに①再生利用などを意識せず、手近な焼却・埋立を行う業者に依頼、②再生利用事業者へ依頼すると処分料が高い、③再生利用事業者が近隣にないといった理由があげられ、この他に外食産業からは、分別が困難との回答が挙げられた。

引き続き、100トン以上の事業者への働きかけを行うとともに、100トン未満の事業者に対しても、再生利用への意識付けを行いつつ、再生利用登録者数の確保に努める必要。

食品廃棄物等量別の4業種再生利用等実施率 (%)

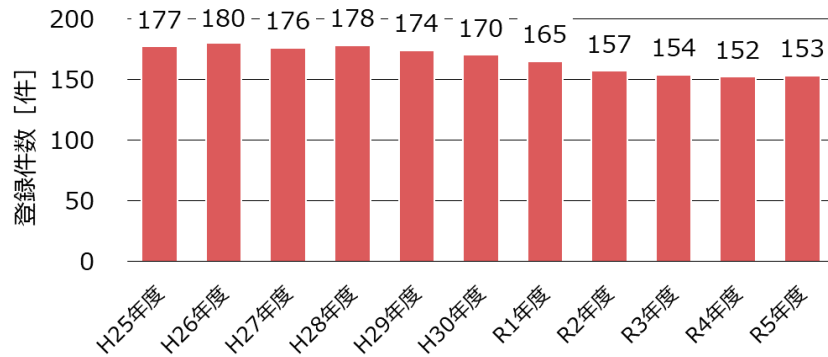
	製造業	卸売業	小売産業	外食産業
100t以上	97	74	64	50
100t未満	60	38	26	15
全体	97	62	61	32

➡ 現状を踏まえ、新たな目標値についてご審議いただきたい。

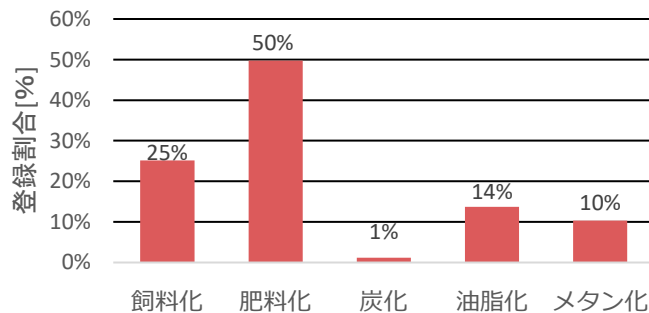
5. 登録再生利用事業者制度の活用促進について

- 登録件数は横ばいで、再生利用のうち優先順位が高い**飼料化・肥料化が7割以上**を占める。
- 飼料化・肥料化に取り組む登録再生利用事業者は、小売業・外食産業も含めた**複数の業種の食品関連事業者等から食品循環資源を受け入れ**、再生利用等実施率の向上にも貢献している。

登録再生利用事業者の登録件数

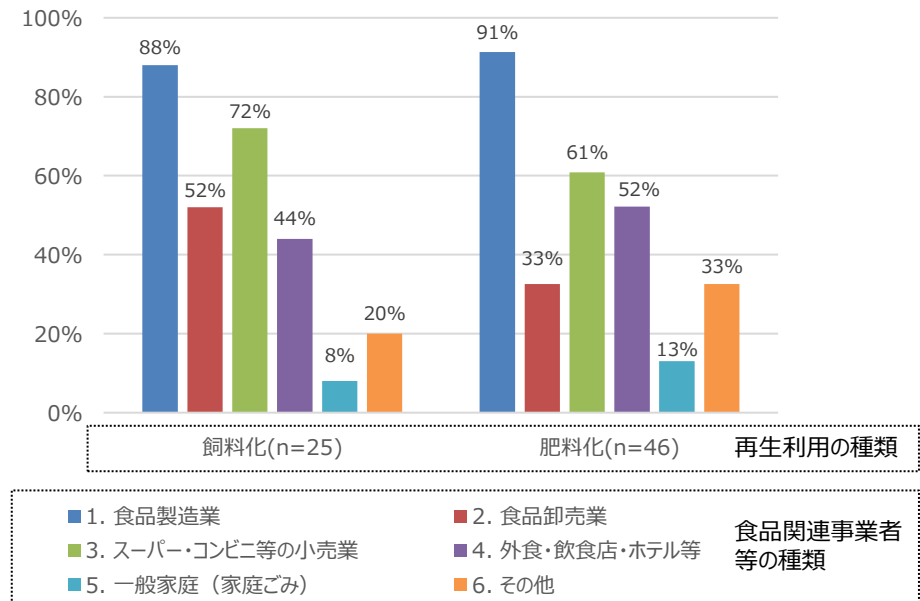


再生利用事業の種類



※再生利用事業の種類は、一つの事業者が複数の事業を実施しているケースがあるため、事業別の件数（計175）と登録再生利用事業者の登録件数（計153）は一致しない。

登録再生利用事業者における再生利用の種類と取引のある食品関連事業者等の種類 (登録再生利用事業者アンケート調査結果 (クロス集計))



登録再生利用事業者アンケート調査の概要

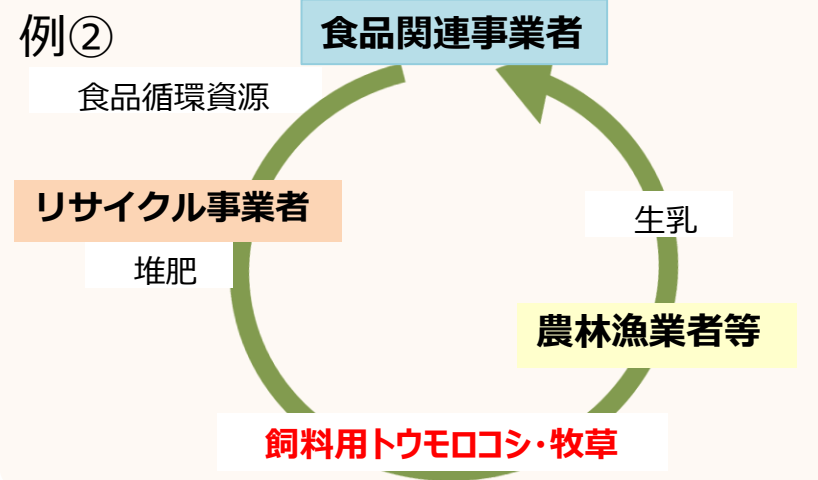
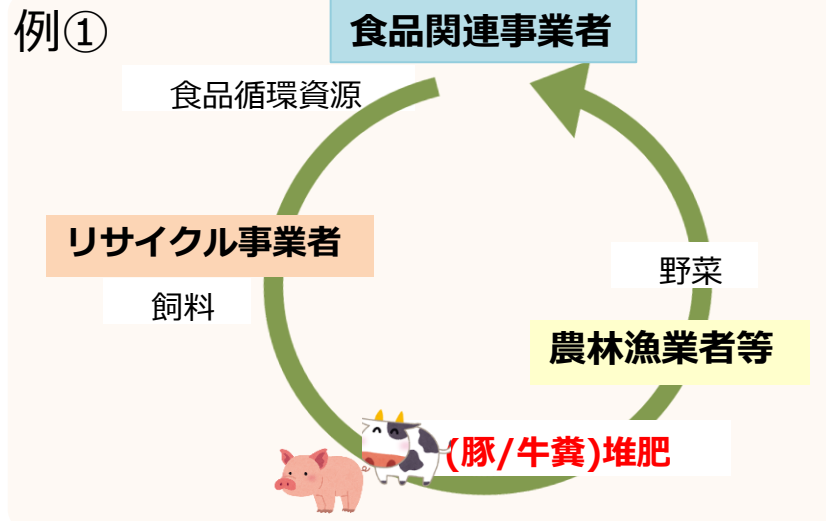
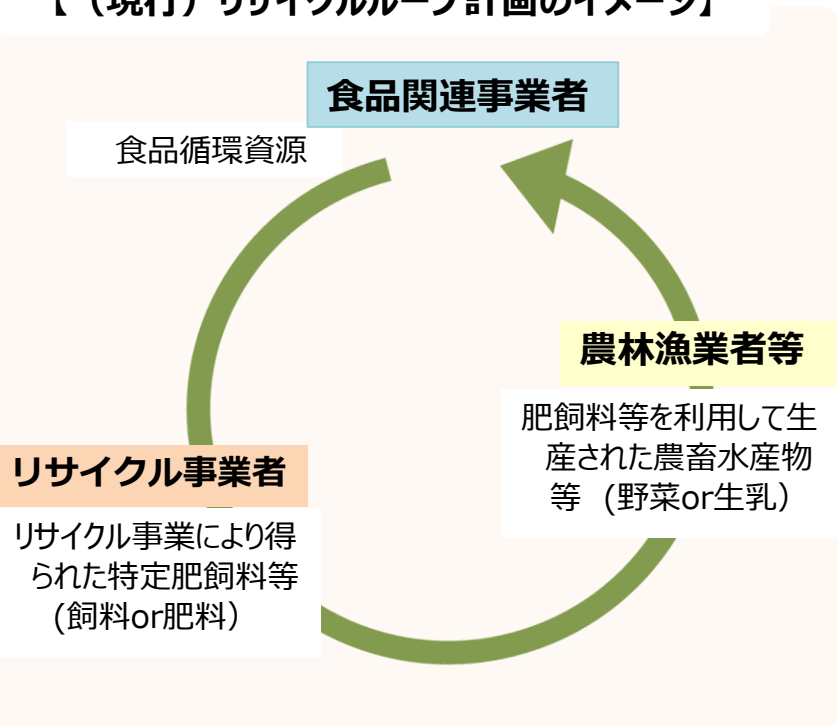
- ・調査方法：郵送にて調査票を配布、郵送またはメールで回答
- ・調査期間：令和6年5月～6月
- ・回収状況：80件（調査対象153件のうち52%）（※6月24日時点）

➡ 登録再生利用事業者制度の認知度を高め、再生利用等に着実に取り組む登録事業者の増加につながる観点から、優良事例の見える化とその横展開等、制度の更なる活用方策についてご審議いただきたい。

6. 再生利用事業計画認定制度の拡大について（報告）

- 事業者から**特定肥飼料等**を利用して生産された飼料または肥料を更に利用した農畜水産物等を生産した場合においても認定制度の対象としてほしいという要望。
- 本要望は**関係者が連携した計画的な食品循環資源の再生利用を確保する**という制度の目的を満たすことからこのような場合も認定制度の対象とし、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令」を改正する。

【（現行）リサイクルループ計画のイメージ】



- 食品リサイクル法第19条では食品関連事業者は、リサイクル事業者、農林漁業者等と共同して、
 - ① リサイクル事業により得られた**特定肥飼料等**の利用
 - ② その肥飼料等を利用して生産された**特定農畜水産物等**の利用
 に関する計画（リサイクルループ計画）を作成し、認定を受けることができる仕組みを措置。

審議の進め方（案）



時 期	事 項
令和6年5月22日	食料・農業・農村政策審議会への諮問事項の進め方について、食料産業部会で審議（具体的な調査審議について食品リサイクル小委員会へ付託）書面開催
令和6年6月28日	食料産業部会食品リサイクル小委員会と中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の合同会合 （1回目：基本方針の見直しに係る検討事項について審議等）①
令和6年8月下旬 令和6年9月下旬 以降	1回目の審議を踏まえ、以下を順次実施 ・合同会合で審議（食品リサイクル法に基づく基本方針の見直し等方向性まとめ）② ・合同会合で審議（食品合同委員会報告書案）③ パブリックコメント（食品合同委員会報告書案） 循環型社会部会で報告（食品合同審議会報告書案） ・合同会合で審議（パブコメ報告、食品合同委員会報告書最終案提示）④ ・合同会合で審議（基本方針及び判断基準省令改正案）⑤ パブリックコメント（基本方針及び判断基準省令改正案） ・合同会合で審議（パブコメ報告、基本方針及び判断基準省令最終案提示）⑥
令和6年12月下旬	食料産業部会で審議（食料・農業・農村政策審議会答申案） 循環型社会部会で審議（中央環境審議会答申案）
令和7年3月	省令・告示の改定・公布（告示）

参考資料



令和6年6月
農林水産省・環境省

食品リサイクル法における発生抑制の取組

- 食品関連事業者がそれ以下となるよう努めることとする食品廃棄物等の**基準発生原単位**は、発生抑制の実施率が低い企業の底上げを図るため、**7割の事業者が満たす目安として設定**。

基準発生原単位（2024年度～2028年度）

業種区分	基準発生原単位	業種区分	基準発生原単位	業種区分	基準発生原単位
肉加工品製造業	113kg/百万円	食用油脂加工業	44.7kg/t	コンビニエンスストア	44.1kg/百万円→ 41.8kg/百万円
牛乳・乳製品製造業	108kg/百万円→ 101kg/百万円	麺類製造業	192kg/百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	170kg/百万円
その他の畜産食品製造業	501kg/t	豆腐・油揚げ製造業	2,005kg/百万円	食堂・レストラン(麺類を中心とするものを除く。)	114kg/百万円
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg/百万円	冷凍調理食品製造業	317kg/百万円	居酒屋等	114kg/百万円
水産練製品製造業	227kg/百万円	そう菜製造業	211kg/百万円	喫茶店	83.3kg/百万円
野菜漬物製造業	668kg/百万円→ 571kg/百万円	すし・弁当・調理パン製造業	177kg/百万円	ファーストフード店	83.3kg/百万円
味そ製造業	126kg/百万円→ 115kg/百万円	レトルト食品製造業	127kg/百万円	その他の飲食店	83.3kg/百万円
しょうゆ製造業	895kg/百万円	清涼飲料製造業(コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。)	429kg/t 421kg/kl	持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業を除く。)	154kg/百万円→ 141kg/百万円
ソース製造業	29.7kg/t	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)	14.8kg/百万円	給食事業	278kg/百万円
食酢製造業	252kg/百万円→ 155kg/百万円	各種食料品小売業	44.9kg/百万円→ 41.0kg/百万円	結婚式場業	0.826kg/人
パン製造業	166kg/百万円→ 165kg/百万円	食肉小売業(卵・鳥肉を除く)	40.0kg/百万円→ 28.3kg/百万円	旅館業	0.570kg/人
菓子製造業	249kg/百万円	菓子・パン小売業	76.1kg/百万円		

食品リサイクル法における発生抑制・再生利用等の取組の評価の現状

- 各事業者の取組状況の公表についても、発生原単位や再生利用等実施率を一覧にして公表しているだけで、**その成果を比較することが困難。**

発生原単位

再生利用等実施率

再生利用等の促進のための取組

食品リサイクル法に基づく定期報告において、報告内容を国が公表することに同意いただいた事業者一覧

No.	事業者名	発生原単位		再生利用等実施率 (%)	表14における適の割合 (%)	食品循環資源の再生利用等の促進のために実施した取組	
		密接な関係をもつ値の名称	発生原単位				単位
66	株式会社 カナヤ食品	生産量	0.00506	kg/食	79.6	100.0	
67	株式会社 デリモ	売上高	28.95855	kg/百万円	100.0	100.0	
68	山田食品産業株式会社	売上高	46.59203	kg/百万円	100.0	96.0	
69	小田急食品株式会社	売上高	171.91802	kg/百万円	100.0	100.0	
70	東洋水産株式会社	売上高	25.67683	kg/百万円	96.3	100.0	
71	株式会社 コルノマカロニ	売上高	293.11731	kg/百万円	100.0	100.0	
72	日清食品株式会社	売上高	74.26643	kg/百万円	93.0	100.0	世界の大手小売業等10社が、それぞれの20社のサプライヤーとともに、2030年までに主要サプライヤーの食品廃棄物の半減に取り組む「10X20 X30食品廃棄物削減イニシアティブ」に参加しています。また、日清食品グループ2030年中長期環境目標「EARTH FOOD CHALLENGE」として、「日本国内における製造過程の廃棄物再資源化率99.5%以上の維持」及び「販売・流通過程での廃棄物総量50%削減(2015年度比)」を目標に掲げ、全社的に2030年の達成に向けて取り組んでいる。加えて、フードバンク等に生産余剰品を寄贈しています。 https://www.nissin.com/jp/sustainability/social/contribution/hunger/
73	日本クッカー株式会社	売上高	109.66639	kg/百万円	100.0	100.0	
74	株式会社 ニッセーデリカ	売上高	112.95802	kg/百万円	94.0	100.0	
75	全国農業協同組合連合会	売上高	146.49416	kg/百万円	89.2	100.0	

企業における排出抑制・再生利用等の取組の適正評価

省エネ法に係る評価制度では、提出された定期報告書等の内容を確認し、事業者をS（優良事業者）・A（更なる努力が期待される事業者）・B（停滞事業者）へクラス分けします。Sクラスの事業者は、優良事業者として経済産業省のホームページで公表。

（参考）省エネ法に係る評価制度

事業者クラス分け評価制度（SABC評価制度）

- 省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。

Sクラス 省エネが優良な事業者 (目標達成事業者)	Aクラス 省エネの更なる努力が 期待される事業者 (目標未達成事業者)	Bクラス 省エネが停滞している事業者 (目標未達成事業者)	Cクラス 注意を要する事業者 (目標未達成事業者)
【水準】 ※1 ①努力目標達成 または、 ※2 ②ベンチマーク目標達成	【水準】 Bクラスよりは省エネ水準 は高いが、Sクラスの水 準には達しない事業者	【水準】 ※1 ①努力目標未達成かつ直近 2年連続で原単位が対前 年度年比増加 または、 ②5年間平均原単位が5% 超増加	【水準】 Bクラスの事業者の中で特 に判断基準遵守状況が不 十分
【対応】 優良事業者として、経産 省HPで事業者名や連続 達成年数を表示。	【対応】 省エネ支援策等に関する 情報をメールで発信し、努 力目標達成を推進。	【対応】 注意喚起文書を送付し、現 地調査等を重点的に実施。	【対応】 省エネ法第6条に基づく指 導を実施。

※1 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

※3 定期報告書、中長期計画書の提出遅延を行った事業者は、Sクラス事業の公表・優遇措置の対象外として取り扱うことがあります。

企業における排出抑制等の具体的な取組内容が公表される環境整備①



省エネ法の定期報告書の情報を開示できる枠組みでは、企業は既にある報告書ベースのため負担感なく参画でき、投資家など読み手においては一覧性を持って評価しやすくするツールとして有効活用が期待できる他、開示する企業のみならず、ステークホルダーの判断やエネルギーサービスの発展に寄与。

(参考)省エネ法に係る任意開示制度(個社シートの構成)

個社シートの構成 (省エネ法 定期報告書の任意開示制度：令和5年度 試行運用版)

左側：個社の開示情報

右側：読み手に対する参考情報

A 個社の開示内容
定期報告書の開示項目 (次頁参照のこと)

B 個社の任意記述欄
(次頁参照のこと)

C 個社の属する業界報
業界の特色を記述 (次々頁参照のこと)

D 個社の任意記述欄
(次々頁参照のこと)

個社シートの公開に当たっては、見方の注意点をまとめた別冊の「任意開示制度の手引き(名称仮)」を併せて公開予定です

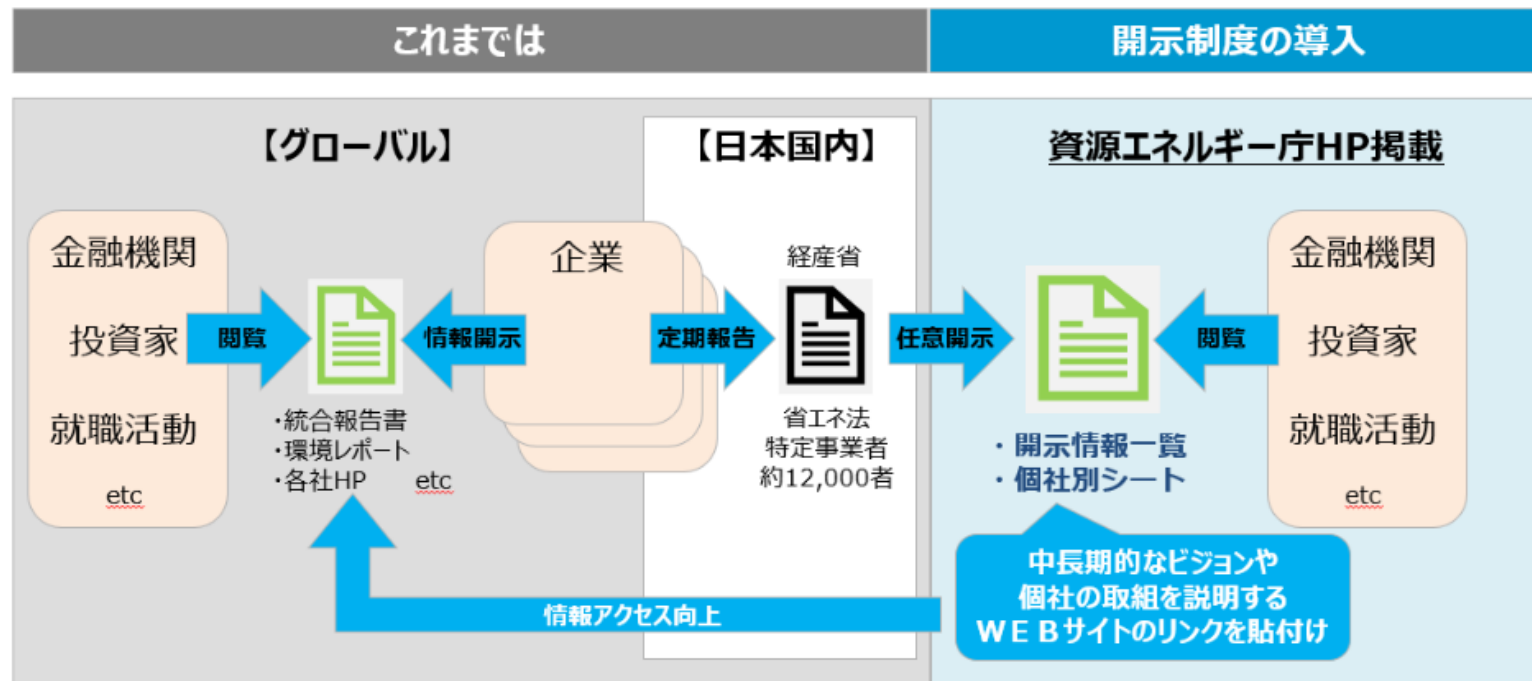
企業における排出抑制等の具体的な取組内容が公表される環境整備②

近年、サステナビリティ投資やその関連情報の開示が進展しているところ、資源エネルギー庁では、特定事業者等からの開示宣言に基づき、省エネ法に基づく定期報告書の情報を開示する制度を創設。

(参考) 省エネ法に係る定期報告情報の開示制度

省エネ法定期報告情報の開示制度とは

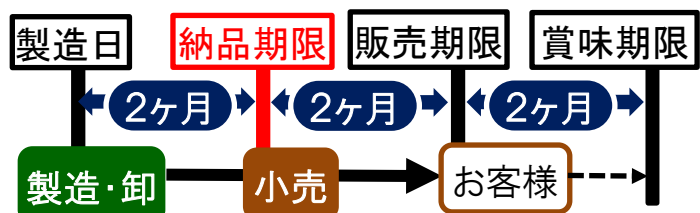
近年、サステナビリティ投資やその関連情報の開示が進展しているところ、資源エネルギー庁では、特定事業者等からの開示宣言に基づき、省エネ法に基づく定期報告書の情報を開示する制度を創設しました。（※令和5年度分から、対象事業者を限定した試行運用を実施します。）



常温流通の加工食品は、商慣習のうち「納品期限の緩和」「賞味期限の年月表示化」「賞味期限の延長」は三位一体で推進することが効果的

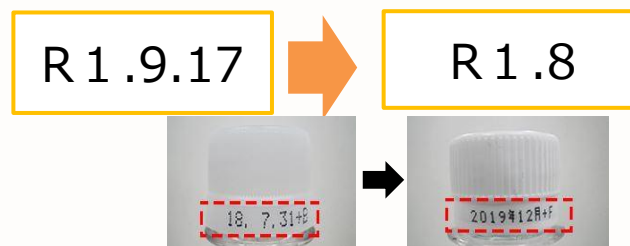
納品期限の緩和

賞味期間の1/3までに小売に納品しなければならない商慣習上の期限（1/3ルール）を1/2に緩和することを推進。



賞味期限の大括り化

日付逆転による納品拒否の防止や省力化の観点から、年月日ではなく、年月で賞味期限を表示することを推進。



同時に推進

賞味期限の延長
どちらの問題にも貢献

従来

袋麺 6ヶ月
カップ麺 5ヶ月

現在

袋麺 8ヶ月
カップ麺 6ヶ月



日本即席食品工業会

- これまでの製造技術や包装技術の進歩から、賞味期限の延長が可能との結論を得て、2013年6月に「即席めんの期限表示設定のためのガイドライン」を改訂。
- 2014年春より、賞味期限を1～2ヶ月延長したカップめんや袋めんが登場。

1/3から1/2に納品期限を見直した実証結果

【食品製造業】

鮮度対応生産※の削減」など未出荷廃棄削減

※メーカーは賞味期限以前の在庫を持っていても、納品期限が存在するために、その在庫商品を出荷できない場合がある。その場合、別途追加生産を行うこと

【物流センター】

納品期限切れ発生数量の減少、返品削減

【小売店頭】

飲料と賞味期間180日以上の菓子は店頭廃棄増等の問題はほぼなし

【該当食品全体への推計結果】

飲料：約 4万トン（約71億円）

菓子：約 0.1万トン（約16億円） ※賞味期間180日以上の菓子で実施

合計：約 4万トン（約87億円）

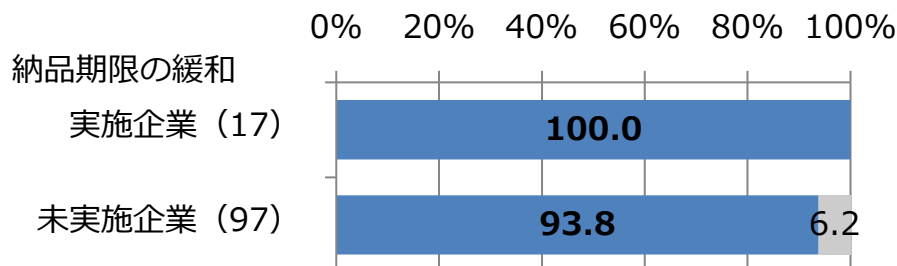
→食品関連事業者から発生する食品廃棄物等（可食部）

およそ330万トンの1.0%～1.4%

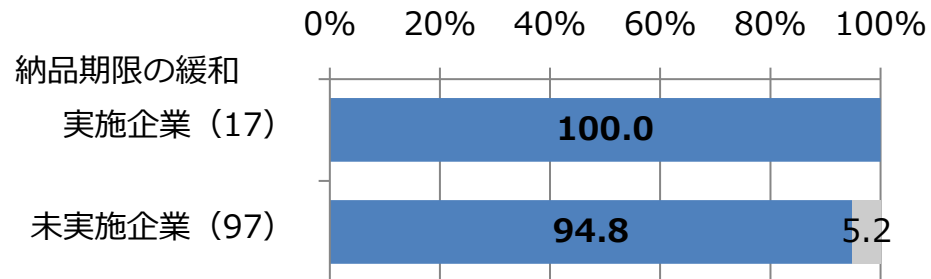
加工食品（ドライ）の納品期限緩和の実施の有無とロス率の変化

- ✓ 過去3年間に加工食品の納品期限を緩和した企業の値引ロス率、廃棄ロス率の変化を見ると、「値引ロス率・廃棄ロス率が上昇（悪化）」したとの回答率は0%で、納品期限を緩和していない企業より低い。

値引ロス率の変化



廃棄ロス率の変化



※食品を取り扱う小売事業者に対するアンケート結果
 ※ () 内の数値は回答事業者数
 ※公益財団法人流通経済研究所調べ（平成28年度）

■ ロス率が低下（良化）～横ばい ■ ロス率が上昇（悪化）